

大田区都市基盤整備部発注工事における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

1 試行対象工事

都市基盤整備部が発注する下記の3項目に該当する工事を試行対象とする。ただし、本試行については、建築工事及び建築設備工事（電気・機械）は対象外とする。

(1) 適用範囲

ア 令和7年6月1日以降に起工する案件

イ 令和7年5月31日以前に契約している工事で令和8年10月1日以降に完了する案件

(2) 対象工事

主たる工種が屋外作業で土木工事の積算体系を用いて積算した工事とする（単価契約は除く）。ただし、工場製作工を含む工事は、当該期間を対象期間から除くものとする。

電気通信設備工事等においては、主たる工種が屋外作業である工事及び製造を対象とするが、主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく室内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とすることができる。ただし、機器等の工場製作期間並びに、工場製作工を含む工事の当該期間は対象期間から除くものとする。

(3) 対象地域

すべての地域を対象とする。

2 計測・真夏日率の算出方法について

(1) 真夏日の計測方法

1) 本試行にあたっては、下記ア～ウのいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。

ア 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25以上の場合

環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25以上となる日を真夏日とする。

イ 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度（℃）以上の場合

気象庁の地上気象観測所の気温が30度（℃）以上となる日を真夏日とする。

ウ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上の場合

気象庁の地上気象観測所における作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上、または、環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25以上の場合、真夏日とする。

2) 計測に用いる観測地点、地上気象観測所については、気象庁は東京（千代田区北の丸公園）、環境省は東京、とする。

3) 上記ア～ウによりがたい場合は、監督員と協議すること。

(2) 真夏日の算出方法

上記計測方法により、真夏日を算出するものとする。ただし、休工日は真夏日に含めないものとする。

令和7年5月31日以前に契約している工事で令和8年10月1日以降に完了する案件においては、令和8年以降の真夏日を対象とする。（令和7年までの真夏日は含めない。）

(3) 真夏日の報告等

受注者は、環境省または気象庁のホームページなどから、真夏日に作業を実施した日数の算出根拠となる資料を発注者に提出するものとする。

(4) 「基準日」・「対象期間」について

「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工事完成日までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出するものとする。

また、「対象期間」は「基準日から工事完成日までの期間」をさす。年末年始6日間、日曜日及び土曜日（作業実施日以外）、夏季休暇5日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ただし、契約変更手続き上、「工事完成日まで」を「対象期間」とすることが困難な場合（※）は、受発注者協議により別途定めた日を工事完成日とみなすことができる。

※夏季に精算変更手続きを行うなど、事前に本試行を適用する期間を設定しないと現場管理費の補正值が確定できない場合等

なお、令和7年5月31日以前に契約している工事で令和8年10月1日以降に完了する案件における「基準日」・「対象期間」の取扱いも同様とする。

(5) 真夏日率の算出方法

以下の式により真夏日率を算出するものとする。

真夏日率^{※1} = 基準日から工事完成日までの真夏日数（日）^{※2} ÷ 対象期間（日）

※1 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 対象期間内における真夏日の日数（日）

3 積算方法

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、対象期間中の日最高気温等の状況に応じて補正值を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は契約変更において行うものとする。

補正值（%）^{※3} = 真夏日率 × 補正係数^{※4}

(2) 現場管理費

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数^{※5}) + 補正值^{※6})

※3 補正值（%）は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※4 真夏日補正係数：1.2

※5 東京都建設局積算基準（共通編Ⅰ）及び積算基準 土木設備（電気編・機械編）における「地域補正の補正係数」をさす。

※6 東京都建設局積算基準（共通編Ⅰ）における「施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」をさす。「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

4 特記仕様書への明記

特記仕様書に次の事項を記載する。

〇〇.「熱中症対策に資する現場管理費補正」の試行

(1) 本工事は、「熱中症対策に資する現場管理費補正」の試行対象案件である。

(2) 試行にあたっては、『大田区都市基盤整備部発注工事における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領』に基づき行う。

試行要領は、大田区ホームページから入手できる。

<https://www.city.ota.tokyo.jp/download/jigyousha/ukeoi/dobokukouji/index.html>

なお、令和7年5月31日以前に契約している工事で令和8年10月1日以降に完了する案件においては、受発注者間の協議が整った後、設計図書を変更するものとする。

5 随意契約との併用

随意契約の工事については、本試行との併用ができるものとする。